

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

赤尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・法人としての担い手の育成、近隣の法人を含めた協力体制の確立。そのために里芋に取り組み、地域特産物の生産拡大を行う。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

片瀬地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・主たる生産物である米について、直接販売を進め、“かたせ米”の固定ファンを増やしていく。
- ・若年層の育成を図る
- ・農事組合法人が中心となって地域農業を運営していくとともに、未集積の地権者と密接な連携を取りながら、遊休農地や耕作放棄地の解消を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

龍谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・少子高齢化が著しく後継者不足が顕著になっていることから、新規就農を促進して若者の育成と地域を超えた新たな農業経営を研究する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岡横江地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・集落内集積にあたり、既存の栽培施設を利用し、水稻苗の受託、園芸作物（特産物）拡大に努める。

・路地園芸作物については、奥越特産の里芋を中心に団地を形成し、収益向上に努める。

・集落内の集積をさらに進め、近隣農業者に対しても積極的に集積を進める。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

猪野口地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・水稻を中心に大麦やそばの栽培を行う中で、里芋やネギなどの特産作物の栽培も行う。

・女神川の水で栽培したコメをブランド化して販売する。

・区の中心部に点在する小規模な田園で女性が野菜を栽培して、市場への出荷や、直接販売する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

笹尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・一旦農業から離れると再度農業に戻るの難しい。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・需要に即した農作物の生産・販売。
- ・加工など 6 次化を進める。
- ・自然体験を行うことで田舎を前面に打ち出し、都下人の心のリフレッシュの場所
にしたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北西俣地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農事組合法人への追加の加入を図り、5割以上の集率に高めたい。
- ・農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、収益力を高める自社の販売力を涵養していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大渡地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・土地改良事業により未整備の圃場を整備し、担い手が営農しやすい生産環境を整備するとともに自己保全農地等への作付けを進める。
- ・法人への集積を行い、土地利用型農業の効率化を促進する。
- ・効率化による余剰労働力を活用し、以前より組んでいる花卉（キク）や奥越地域の特産物である里芋の生産拡大を図る。
- ・園芸作物の生産を行い、婦人グループ等が運営している直売所を活用し、新鮮な野菜や花卉の販売を積極的に行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小矢谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・酪農農家及び認定農業者を中心に山間地域の農業を守っていく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清水島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・（集）ファーム清水島の後継者確保を行い、担い手と共に地域農業を維持させていく。